

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年12月1日に、同社C支店における資格取得日を36年11月1日、資格喪失日を38年8月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額については、25年11月を8,000円、36年11月から38年7月までを3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和36年11月1日から38年8月1日まで

昭和22年5月にA社に入社以来、退職を迎えるまで、一度も休職、転職をしたことはない。

申立期間①は、同社B支店から同社D支店への転勤時の1か月の記録が無い。

申立期間②は、同社E支店から同社C支店に転勤後、昭和38年8月1日までの同支店での21か月の記録が無い。記録の訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された勤務証明書及び従業員カードから判断すると、申立人が昭和25年5月28日から50年1月14日までA社に継続して勤務(25年12月1日にA社B支店から同社D支店に異動、36年10月11日に同社E支店から同社C支店に異動)し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②について、上記資料で確認できる申立人の異動日は、昭

和 36 年 10 月 11 日であるが、社会保険事務所の記録によれば、異動元である同社 E 支店における資格喪失日は同年 11 月 1 日とされているとともに、申立人の異動日の前後 1 年間に同社 C 支店において資格取得している 12 人のうち、他の支店等からの転入者 6 人についてみると、一人を除いて、いずれも 1 日付けでの資格取得となっていることが確認でき、当時、同社 C 支店においては、異動に際して 1 日付けで資格取得の届出を行っていたことがうかがえることから、申立人の申立期間②における資格取得日は、同年 11 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る A 社 B 支店における昭和 25 年 10 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円(当時の最高等級の標準報酬月額)、申立期間②の標準報酬月額については、同社 C 支店で申立人と同じ役職であった同僚二人の社会保険事務所の記録から 3 万 6,000 円(当時の最高等級の標準報酬月額)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 25 年 12 月 1 日と届けたにも関わらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 11 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「昭和 38 年 8 月 1 日に社会保険が本社一括適用となったが、当時の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に申立人の記載があることから、被保険者資格の把握、管理は適切に行われていたと思われる。また、毎月の給与計算時において、社会保険料の事業主負担分の算出計算を行う中で、21 か月もの間、申立人を人数にカウントせずに計算し、過少納付していたとは事務の流れから考えにくい。」としており、その根拠として、i) 被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書(昭和 38 年 8 月)、ii) 当時の給与関係事務に関する社内通達を提出している。

しかしながら、提出された資料では、i) 当該事業所において、昭和 38 年 8 月 1 日に厚生年金保険が本社一括適用になった際に、申立人が厚生年金保険の被保険者として資格取得していること、及び ii) 当時の給与支給事務に係る本社から支店等への指示内容は確認できるものの、いずれの資料でも申立人に係る申立期間②の保険料が納付されたことを確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

一方、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、

申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 11 月から 38 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

友人が国民年金に加入していたので、昭和45年4月ごろ、私自身が旧A町役場（現在は、B市C支所）に行き加入手続をし、同役場から送られてきた納付書で国民年金保険料を支払い、48年12月に婚姻してからも、自分で国民年金保険料を支払っていた。

オレンジ色の表紙に「国民年金手帳」と印刷された手帳を所持していたが、昭和61年に第3号被保険者の手続のため、「国民年金手帳」を夫の会社に渡したら、オレンジ色の「年金手帳」が返ってきた。

申立期間は国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、オレンジ色の「国民年金手帳」を所持していたと述べているが、オレンジ色の「年金手帳」が交付されるようになったのは49年11月以降であるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年4月に申立人の姉と連番で払い出されていることが確認でき、姉は、「母と妹と3人で一緒に加入手続を行った。今、所持している年金手帳はオレンジ色の表紙で、加入当時から、年金手帳を無くしたことはない。」と述べている。

また、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和50年4月に国民年金の資格を取得し、当該名簿の検認記録欄に、50年3月までは納付不要と表示されていることが確認できる上、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見

当たらない。

さらに、旧 A 町では、申立期間のうち昭和 46 年度までは、国民年金手帳に印紙を貼付<sup>ちようふ</sup>して国民年金保険料を収納する取扱いであったが、B 市の回答によると、印紙により国民年金保険料を収納していた時期に、個別に納付書を作成して送付していたとは聞いたことが無いとしている。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 6 日から同年 8 月中旬まで  
② 昭和 32 年 9 月中旬から同年 11 月 28 日まで

A 県の個人船舶所有者 B 所有の C 丸に、D から乗船し、昭和 32 年 5 月 10 日ごろに E からサケ・マス流し網漁に出漁、同年 8 月中旬に終漁により下船し、同年 9 月中旬から同年 11 月末までイカ釣り漁で再度乗船した。

船員手帳には、雇入年月日は、昭和 32 年 5 月 6 日、雇止年月日は同年 11 月 28 日と記載されているが、社会保険事務所に照会したところ、両申立期間について、加入記録が無いと回答を得たが、両申立期間について、船員保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、C 丸に係る雇入年月日は昭和 32 年 5 月 6 日、また、雇止年月日は同年 11 月 28 日と記載され、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する船舶所有者の B 氏に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和 31 年 5 月 1 日から 48 年 4 月 1 日までの期間は適用事業所であったことが確認できるが、33 年 4 月 12 日資格取得、同年 8 月 25 日資格喪失した記録以外に、両申立期間において申立人の船員保険の加入記録は確認できず、一方、整理番号の欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該船舶所有者に申立人の雇用状況、船員保険の適用等について照会したところ、「当時の担当者は既に死亡している上、資料も残っておらず、当時の勤務形態や給与支払方法は不明である。」としている。

さらに、申立人は、「申立期間①における乗組員数は、A県の人が13人で、Dから自分と同僚の二人が乗船し、15人で出漁したと思う。申立期間②も同様に15人ほどであった。」と供述しているところ、社会保険事務所に保管する当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間①における被保険者は13人が確認できるが、申立人のほか、申立人がDから一緒に乗船したとしている同じF県出身の同僚についても船員保険の加入記録は確認できず、当該同僚は生存及び所在が確認できないことから、供述等を得ることはできない。

加えて、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に氏名の記載がある同僚のうち所在が判明した3人に照会し二人から回答を得たが、そのうちの一人は、「自分の船員手帳には、雇入年月日は昭和32年5月1日、雇止年月日は3年後の35年4月4日と記載されている。C丸に乗船し、通常、5月から8月くらいまでは中部サケ・マス流し網漁に従事し、10月以降、2月ころまでイカ釣り漁に従事していた。」と供述しており、当該同僚の船員手帳に記載された雇入期間中には、船員保険の資格取得及び資格喪失が複数回あることが社会保険事務所の記録で確認できるものの、申立期間②における加入記録は確認できない上、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間②において確認できる被保険者は8人である。

なお、両申立期間について、申立人が船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、両申立期間に係る船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで  
A社を昭和 44 年 8 月 31 日に退職し、B社に同年 9 月 1 日に就職したが、厚生年金保険の加入記録では、A社を同年 8 月 31 日付けで資格喪失となっており、納得できないので同年 8 月 31 日も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の退職日は昭和 44 年 8 月 31 日であったと主張しているが、雇用保険の加入記録及び事業主から提出された当時の辞令原簿並びに申立人に係る人事記録から、申立人は、同社を同年 8 月 30 日に退職したことが確認できる。

また、C厚生年金基金の加入記録では、申立人の資格喪失日は、昭和 44 年 8 月 31 日であることが確認でき、社会保険事務所の記録における資格喪失日と一致している。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。